

## 後見活動の事例Ⅱ（市民後見）



一般社団法人成年後見普及協会  
代表理事 上田佳代

### 法人概要



#### 《組織》

- ◆ 平成24年 市民後見人養成講座第4期生を中心に「非営利型」の一般社団法人として設立
- ◆ 弁護士、税理士、社会福祉士、精神保健福祉士、医療・福祉関係者、社協職員、FPなど多職種、社会経験者で構成

#### 《事業》

- ◆ **普及啓発活動**
  - ・セミナー開催
  - ・成年後見制度関連の講演会に講師派遣
  - ・親族後見を希望される方の申立て等の支援及び相談支援
- ◆ **後見受任活動**
  - ・法人で法定後見・任意後見契約・各種委任契約の受任

## 《法人後見受任の流れ》

相談

本人や家族、行政、医療関係、福祉関係者から

面談

本人・親族・関係者と面談をして、本人の意思、身体・生活状況、財産状況、課題、緊急性などをヒアリング

検討  
会議

法人内で受任検討会議を開き、成年後見制度利用の本人の意思、課題、必要性、相当性、そもそも当法人が相応しいかなどを協議し、候補者となることの可否を決定

\*状況により専門職や他の法人などが適切と判断した場合は、  
然るべき専門職や法人等を紹介をする。

意向  
決定

本人（もしくは申立人）から当法人を候補者とする旨の承諾があった場合に、「法人後見利用申込書」をいただく。

2

## 《法人後見受任の流れ（法定後見）》

申立  
準備

面談を繰り返しながら申立添付書類の取付、課題を整理して申立書類作成の支援

### 後見法人 固有の提出物（当法人の場合）

法人候補者事情説明書

添付資料

- 法人登記簿謄本
- 定款
- 財政状況に関する資料（決算報告書）
- 後見事務の体制に関する資料
- 法人後見賠償責任保険の証券（写）
- 人員体制に関する資料
- 組織の活動実績がわかる資料

申立

審判

## 《後見実務》

- ◆ **複数担当者制**・案件や課題に応じて知見のある担当者を配置  
不測の事態にも対応できる体制

- ◆ **業務管理体制**

- ・各種規程、マニュアル、書式作成

- ・後見ソフトをつかって支援記録、預貯金の管理

- ・担当者間での情報共有を欠かさないように努め、定期的にオンライン会議などで課題について担当者、理事で協議をする。

- ・定期報告、医療・福祉などの資料をデジタル化して、クラウド管理

- ・定例会では、情報の共有化と実務の研鑽を図る。



## 《後見実務》

- ◆ **家庭裁判所への各種報告**

担当者で協力して報告書を作成、起案。その後理事が決済し、

法人として家庭裁判所（監督人がいる場合は、監督人）へ提出。

- ◆ **研修**

- ・入会時研修

- ・月1度の定例会時に、後見事務の平準化を図れるようにミニ研修

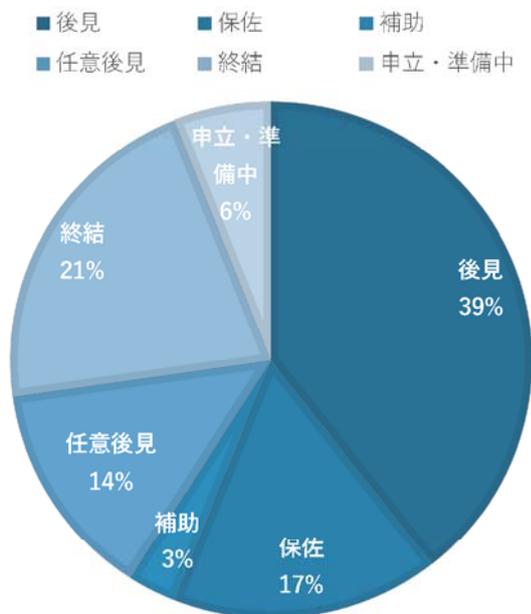
- ・年に3、4回後見実務に役立つ情報、対人援助についての研修を実施。

# 受任状況

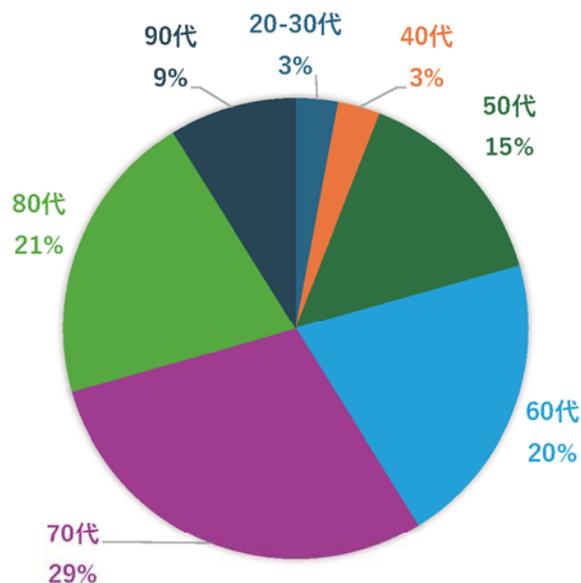
2024. 11月現在の状況

東京家庭裁判所. さいたま家庭裁判所 千葉家庭裁判所. 水戸家庭裁判所より受任

## 受任状況



## ご本人年齢



6

## 《事例紹介》

7

# 事例 1

知的障害の8050問題

Aさん 50代 男性 知的障害 てんかん

就労継続支援B型事業所に在籍 80歳台の両親と生活 母が保佐人

■ 紹介：B区相談支援センター 相談支援専門員

■ 相談：

・金銭トラブルが原因で、母が保佐人に就任。母親は、職務についての理解が乏しく適切な対応ができない状況

・その頃から引きこもりが始まり、約10年、ほとんど自室で有料TVを見て過ごす。

・本人は、支援をよせつけず、他人との信頼関係を結びにくい傾向である。

・父母は高齢で、本人には兄弟や頼るべき親族もないため、親亡き後の生活に対する不安が尽きない。

以上のことからトラブルからご本人を守り、今後予想される福祉サービスの導入や費用の支払いなど、安心して生活していくための支援者、信頼できる相談者が必要。

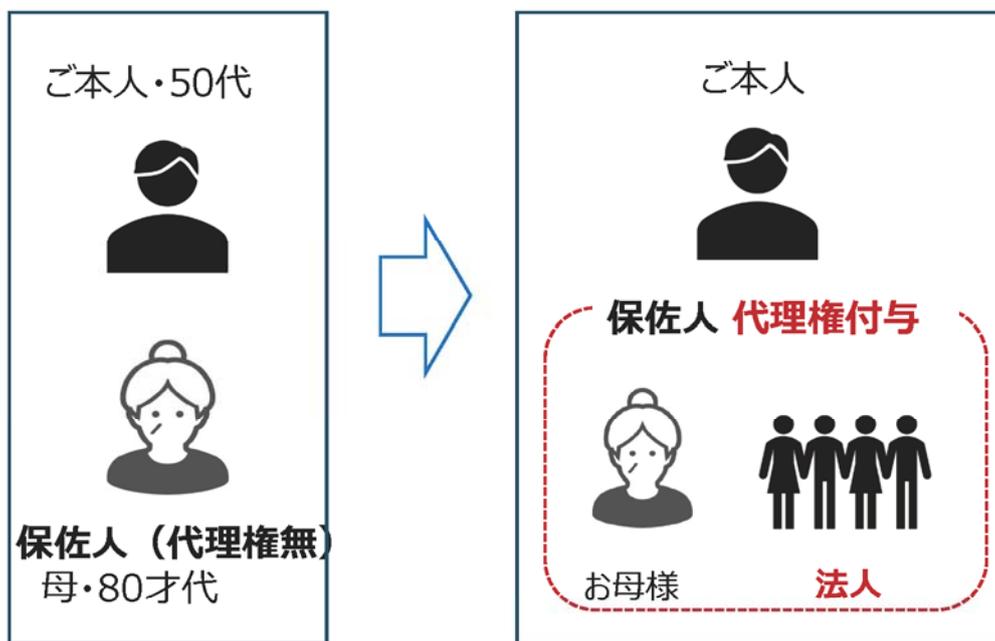
# 事例 1

■ 申立て



親族後見人の支援

母には、新たに代理権付与  
当法人を追加の保佐人（代理権付）とする申立てを同時に行う。



# 事例 1

## ■ 身上保護：



関係機関  
との連携

### ➤ 日々の生活で～ご本人の特性をよく理解し対応

- 1 薬へのこだわり
- 2 水へのこだわり 多飲症（水中毒）

### ➤ 入院対応・病院との連携

複雑骨折の手術をし入院生活。  
薬の過剰な服用、多飲水についてもC病院に相談をし、退院後は訪問看護師による週3回の訪問を受けるようになる。

### ➤ 関係機関との連携

本人のみならず、父や母の福祉関係者ともサービス担当者会議を開催。  
家族全体の問題を情報共有し、連携をする。

支援者が増えたことにより、本人の人とのコミュニケーション量も増加

# 事例 1

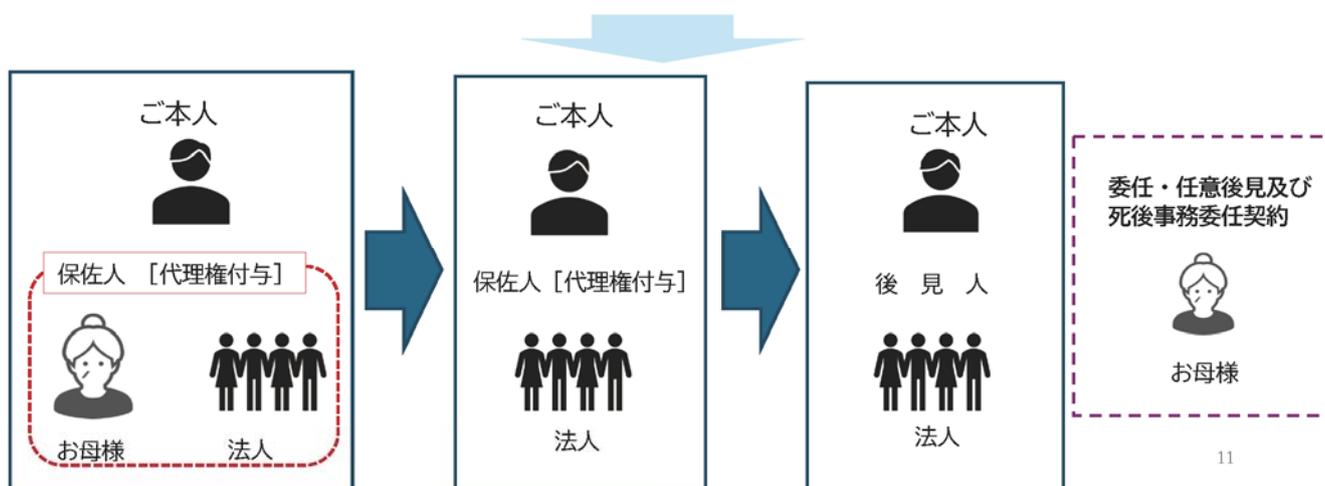
## ➤ 環境の変化への対応～類型の変更



保佐→後見へ

転倒による骨折で再入院し、手術をする。

本人の判断能力の低下は著しく、今後、広範な支援が必要なため、  
後見への類型変更と施設入所をすすめるとの助言がある。



# 事例 1

## ➤ 状況に応じて居所の選択



意思決定支援  
居住用不動産処分の  
申立

ご本人の強い希望もあり、福祉用具、福祉サービスを導入し環境を整え、自宅生活

母の発病。ご本人の意思を確認しながらも施設を検討。ご本人はグループホームに入所、母は、ご本人のグループホームからタクシーで10分程度の介護付き有料老人ホームに入所する。

日中は、生活介護へ通所するなど意欲が出てきたが、薬や水へのこだわりは変わらず、それが元での入退院を繰り返す。

経管栄養となりGHにもどれない。知的障害だけでは介護保険はとれず、長期入院

認知症という診断をへて介護付き有料老人ホームへ入るも、60歳を目前に急逝

12

# 事例 2

## 債務整理と相続

Dさん 60代 男性 高次脳機能障害 糖尿病

退職後ガードマンをして一人暮らし。親族は高齢の兄・姉のみ

■ 紹介： E病院の医療相談室の相談員

■ 相談内容：

- ・ 小脳出血の診断で緊急入院、手術後、E病院へ転院
- ・ リハビリ等によって医療的には落ち着き、退院の許可はおりたが、記憶障害、見当識障害などの後遺障害が残るので、一人暮らしの療養生活は困難
- ・ 約10ヶ月の入院中に家賃や通販の支払いなど滞納がかさんでいる状態で、退院後の生活は経済的にも不安が残る。

以上のことから、今後の療養生活、未払金の精算、さらに本人には仕事への復帰の意欲があるので、就労機会の獲得を目指して、サポートをしてくれる人が必要

13

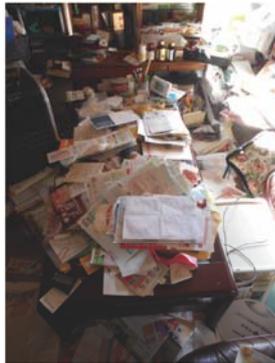
# 事例 2

## ■ 支援内容 保佐人として受任

👉 法テラスとの連携

### ➤ 債務整理～法テラスへの依頼

入院中の家賃・公共料金・十数者に及ぶ定期購入の通販代金などの負債額を確定するため、自宅を探索。



法テラスに民事法律扶助を依頼することにより、保佐人は、本人の身上保護に注力

# 事例 2

### ➤ 住み替え支援

👉 居住用不動産処分許可の申立て

・医療機関関連の介護老人保健施設に入所の手続き

・アパートの退去を計画

未払い家賃 → 法テラスの弁護士に依頼

家財整理→ご本人と保佐人で施設にて保管可能な範囲で荷物整理。  
不要なものは不用品回収の業者に処分を依頼

収入/月	
厚生年金・企業年金基金	145,000円

預金残高	650,000円
------	----------

支出/月	
入院費用（日用品費含む）	135,000円
家賃	85,000円

負債	
家賃滞納	1,000,000円
公共料金、通販等	3,800,000円
姉より	900,000円
合計	5,700,000円

## 事例 2



兄の後見人との連携  
相続

### ➤ 相次ぐ相続に対応

- ・姉：自宅で亡くなっているのを発見される。
- 兄：区長申立弁護士の後見人が就任

遺産分割協議のため債務整理がストップ。自己破産から遺産分割・任意整理と契約を変更して、引き続き法テラスによる支援を受ける。

- ・兄：持病の悪化により、病院で急逝される。

当法人で相続手続きをし、それを元に法テラスの協力を得ながら債務の任意整理し、家庭裁判所に報告

現在は、介護付き有料老人ホームに入所中  
記憶が安定せず、不安になり何度も担当者に電話で問い合わせすることも多い。  
都度、丁寧に説明し、施設とも連携して安心して療養生活ができるよう支援

16

## 事例 3

高齢の知的障害者

Fさん 60歳代 女性 知的障害 高血圧・糖尿病

一般就労 父母が亡くなってから、20年以上1人暮らし

### ■ 紹介：G区保健福祉課ケースワーカー

### ■ 相談：

- ・片付けることができず、2LDKの部屋に物があふれている。
- ・親切にしてくれる人を信じやすく安易に契約してしまうので、多額の生命保険契約や利用していないインターネット契約、新聞契約などがある。
- ・居住している都営アパートの建替え計画中で数年後に実行される。

以上のことにより、これから高齢になっても引き続き地域で安心して暮らしていくために、行政や福祉サービスなどの手続きや財産の管理をしてくれる支援者が必要。

17

## 事例3



### 金融の不正取引

#### ■ 支援内容： 後見人として受任

##### ➤ H生命保険会社との交渉

- ・生命保険契約の月額保険料は、本人の収入を超える支払いになっている。
- ・多額の契約者貸し付けがある。
- ・ご本人は、識字能力に問題があり、契約に問題はなかったか。



- ✓ 不正・不明な金銭授受があった事を保険会社も認める。  
(不正部分は、H生命保険会社から金融庁に届出)
- ✓ 30年近くに渡り、多数・多額の保険契約や契約の切替えを繰り返してしていたものをご本人が不利にならないように契約解除や解約を行う。

ご本人には随時経緯を理解できるように説明、納得できるように努める。

18

## 事例3



### 意思形成・決定の支援 居住用不動産処分の申立

#### ➤ 都営住宅の建替えに伴う住み替え支援

ご本人は物へのこだわりが強く、業者に依頼しての引越は困難



- ・法人内で引越しのためのチームをつくり、ご本人の意思を尊重しながら、時間をかけて家財の要・不要の仕分けして、事前に運び出す。
- ・新居で必要なエアコン、ベッド、雑貨など買い物に同行。
- ・新居では、新しい設備の使い方が一目でわかるよう色のついたシールをつける。



本人は、初めての事、わからないものに強い拒否反応を示すので、1つずつ理解できるよう説明し、納得できるよう配慮しながらすすめた。

19

## 事例 3

### ➤ 介護保険制度の利用



障害・介護保険サービスとの連携

65歳を過ぎたことから、要介護・要支援認定の申請  
要支援 1 をいただき、週 1 度の生活支援サービスを受ける。

障害福祉から介護保険サービスへと制度の端境期における見守りを一貫して行えるのも成年後見制度の強み。

基礎疾患も持っており、認知機能の低下も気になるところ。地域で少しでも長く安定した生活が続けられるよう配慮をしていきたい。

法人全体のチームワークで、**既存のサービスでは対応しきれないことにも対応し**、手厚い身上保護ができるのも法人ならではの**特徴**。

本人に寄り添いながら意思の形成をうながし、意思決定の支援を行う。

20

## 事例 4

生活の質を上げるための工夫

### ■ ご本人のお金の不満・不安の解消のために



便利なサービスの導入

- ・施設にいても、体が不自由でも、大好きな買い物を自分でしたい。
- ・お金を計画的に利用するのが苦手
- ・臨時でお金が必要になった時、いつもの生活費じゃ間に合わない。

- 
- ✓ 利用制限が可能なプリペイドカードの利用
  - ✓ 本人専用の銀行口座を作る。



後見人等の裁量内で、既存の民間サービスやしくみの利用を提案。  
少しでも快適に生活をしていただく創意工夫をするのも身上保護の大切な仕事。

21

# 事例5

## 死後事務

### ■ 「被後見人等の死」と向き合う

ご本人の死亡時は、親族、医療・福祉機関、行政、家庭裁判所への報告と短期間のうちに業務量が増え、イレギュラーなことも多い。

そのため、あらかじめ法人内で緊急時の対応シミュレーションをおこなったり、親族など関係者と情報共有が大切。

#### ➤ 墓じまい・永代供養契約

法定後見の場合は、ご本人の意思を確認しながら家庭裁判所に連絡票をいれて慎重に進める。

#### ➤ 医療同意・延命治療の意向

任意後見の場合は、「心づもりノート」を活用してご本人意向を確認。時間の経過で、都度更新をする。

法定後見の場合は、日頃の考え方などを記録しておく。場合によっては、本人に急変時や人生の最終段階における医療・ケアの確認書を作成。

22

# 事例5

### ■ 死後事務事例 1

Iさん 30歳代 10年以上精神科に入院中。父母共に死亡・親族と疎遠

コロナ禍に面会もままならない時期に、持病により突然の本人の死亡

- ・遠方の親族に数件連絡するも、積極的な関りを拒否され、後見人により「死亡届」を提出。
- ・社会福祉法に基づく「助葬事業」を利用して親族に代わり火葬を行う。
- ・納骨に関しては、親族で行っていただくように依頼。

### ■ 死後事務事例 2

Jさん 80歳代 委任・任意後見・死後事務委任契約 親族と疎遠

・任意後見を発効後、何度も親族に連絡をしていたが、関わりを拒否。ご本人死亡時も、遺産の受取りを拒否される。

・何度か交渉後に長男と面談が可能に。生前の写真を見ると、昔話をはじめられた。ご本人の思いを直接届けることができた。

23

## ◆ メリット

- ・ 担当者1人の判断ではなく、多職種が集まり、それぞれの知見の活用ができる。
- ・ 不測の事態に対応でき、長期的にも安定した支援が可能。
- ・ 複数担当者による抑止力が出て不正が起こりにくい。

## ◆ 課題

- ・ 後見法人への認知度が社会的に低い。
- ・ 担当者の職務の平準化、属人化をいかに防ぐか。

24

# 終わりに

後見法人として地道な活動の中で、ご本人、法人のチーム力、関係機関との相互作用によって、ひとりではできないことを可能にして、障害や高齢、医療・介護、金融など様々な領域の課題解決に取り組むことができるのだと実感しています。

絶えず日々の活動を振り返り、ご本人に寄り添いどのように支援していくか、後見活動の質を下げないよう、改善を図っていきたくと考えます。

皆さまが市民後見人養成講座での学びを経て、新たな視点で行動に移していただけることを願いつつ、事例紹介を終了させていただきます。



ご清聴ありがとうございました。

一般社団法人成年後見普及協会  
東京都千代田区麹町3-5-4-6F

お問い合わせ

成年後見普及協会



Mail: [ueda.kayo@kouken.or.jp](mailto:ueda.kayo@kouken.or.jp)

TEL:03-3265-3065